大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：小中学校養護教諭２種　学校教育課（育児休業代替）】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１　募集人数　　１人

２　募集職種　　小中学校養護教諭２種　学校教育課

３　業務内容

（１）学校保健情報の把握に関すること
（２）保健指導・保健学習に関すること
（３）救急処置及び救急体制に関わること
（４）健康相談に関わること
（５）健康診断に関わること
（６）学校環境衛生に関すること
（７）学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営へ参画すること
（８）感染症に関すること
（９）保健室の運営に関すること
（10）その他（学校長が業務上必要とする事項）

【業務内容の変更範囲】：なし

４　募集対象

養護教諭免許状（専修・1 種・2 種）を有する者

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年経過しない人
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎学校教育法第９条の各号のいずれにも該当しない者

５　応募受付期間　　随時（募集人数が充足するまで）

６　応募方法

ハローワークを通してご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類等を持参してください。
①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
②写真を添付した履歴書
※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。
③養護教諭免許状の写し（更新講習修了証明書含む）または、教員免許状取得見込証明書
④筆記用具

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時
【連 絡 先】大津市教育委員会事務局学校教育課
「会計年度任用職員（小中学校養護職員）こころとからだの先生採用担当者」まで
電話番号：０７７―５２８－２６３３

７　選考日時及び選考会場
※応募時に選考日時及び選考会場を連絡

８　選考方法
面接試験、小論文及びパソコン実技試験（ワード、エクセル）
※上記６に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

９　結果の発表
受験者本人宛に、７日以内に、合否通知を文書で発送します。

10　勤務条件

任用期間	任用開始日から令和９年３月３１日まで 採用後１ヶ月(実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	□　原則あり　■　原則なし ※この職は、職員の育児休業に伴い、期間限定で募集する職です。任用期間は令和９年３月３１日までとし、原則として再度の任用はありません。ただし、休業者が育児休業を継続して取得する場合、一定期間について職が設置される可能性があります。その場合は、勤務成績により、再度任用する場合があります。
勤務地	大津市立和邇小学校
勤務地変更の可能性	１　あり ②　なし
勤務日	週５日（月曜日～金曜日） ※ただし、行事等の理由から学校長が特に必要と認めた場合は、勤務日等を変更することがあります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日）
休暇	年次有給休暇（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週３５時間勤務（１日７時間×週５日、休憩４５分） ※１日７時間とし、始業及び終業時間は、学校長が指定するものとする。
基本給	週３５時間勤務　月額 225,336 円　～　253,723 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。 ※資格取得後の業務経験に応じて決定します。採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。
諸手当	期末勤勉手当なし（来年度再度任用があった場合、任用期間によって期末勤勉手当が支給される場合があります。） 通勤手当相当（片道 2㎞ 以上の場合、上限月額 75,000 円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)
その他	・給与等支給日：当月２０日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。